

「共益費徴収事業」募集のお知らせ

開始時期：令和4年4月から（予定）

募集期間：令和3年3月1日から令和3年6月30日まで（予定）

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっているとの声が聞かれるようになってきました。

このため、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

ここでは、令和4年4月からの徴収開始に向けた募集についてご案内します。

1 都が徴収する共益費の範囲

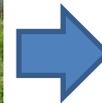
以下の①～④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施します。

- ① 共用部分の電気・水道料金の支払い
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り、中低木の刈込・剪定
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）

【草刈り実施例】

（施工前）

（施工後）



2 主な申込条件

きれいになって気持ちが良いですね！



- 原則として団地単位での申込みを受け付けます。ただし、団地内に複数の自治会がある場合、電気・水道料金の支払いや草刈り等の実施範囲が他の自治会と明確に分かれていれば、自治会単位での申込みが可能です。
- 当該事業の申込みには、自治会の規約に基づく決議等、手続きが必要となります。（自治会がない団地は、お住まいの方の4分の3以上の同意を得る必要があります。）

3 募集案内の請求方法

- 募集案内を希望する場合は、本紙に同封している「希望調査はがき」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。
- 「希望調査はがき」をいただいた自治会等には、募集案内を令和3年2月以降、順次発送します。
- なお、「希望調査はがき」の郵送期限は令和3年6月30日までとなります。申込みには、自治会の決議等や、その他提出いただく書類の準備などに時間を要するので、「希望調査はがき」は郵送期限にかかわらず、お早めに投函してください。

（次ページへ続く→）

4 すでに共益費徴収事業を実施している自治会等のみなさまへ

- 「希望調査はがき」の返送は必要ありません。
- 現在の実施内容に項目追加や削除のご希望がある場合は、令和3年3月1日から令和3年6月30日までに申込みが必要です。下記の問い合わせ先までご連絡ください。
- 申込みには、自治会の規約に基づく決議等、手続きが必要となります。
(自治会がない団地は、お住まいの方の4分の3以上の同意を得る必要があります。)

※ 共益費徴収事業に関するご案内は、公社ホームページにも掲載しています。
必要に応じてご参照ください。

(URL) <https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html>



集会所（室）の使用にあたってのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、以下の項目に十分注意のうえ、使用していただきますようお願いいたします。

- 1 「三つの密（密閉、密集、密接）」を避けてください。
- 2 窓やドアを開け、こまめに換気しましょう。
- 3 人数を制限して、他の人と十分な距離（2m以上）を取りましょう。
- 4 手洗い・手指の消毒を徹底し、会話をする場では、マスクを着用しましょう。
- 5 多人数での会食は避けましょう。
- 6 大声での会話・発声・歌唱は控えてください。
- 7 発熱など体調不良の場合は、利用を控えてください。
- 8 利用者名簿を作成することで、感染者が発生した場合、保健所への情報提供などに活用できます。

集会所の使用については、感染症の情勢に応じて実施の可否を判断していただくとともに、国や都からの注意喚起・呼びかけ等に従っていただくようお願いいたします。

お問い合わせは、JKK東京お客さまセンターへ 受付時間 9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

- ・ 本紙に関するお問い合わせ 都営管理課 都営管理係
- ・ 共益費徴収事業に関するお問い合わせ 都営管理課 都営管理推進係

☎0570-03-0071

※ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスご利用の方はこちらへ

☎03-6279-2652